平成２７年（フ）第３１３２号
大阪市北区梅田１丁目１－３大阪駅前第３ビル　チャオチャオ内、住民票上の住所大阪府茨木市真砂１丁目28番８号　グリーンハイツクラマⅡ201号
債務者　井上　　優
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８６号
大阪府枚方市長尾西町２丁目62番17号
債務者　北岡　耕一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８７号
大阪府枚方市長尾西町２丁目62番17号
債務者　北岡　玲子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９１号
大阪市西区九条２丁目１番10―807号
債務者　古田　一弘
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９６号
大阪府高槻市宮野町14番22号
債務者　安川　　大
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９９号
大阪市平野区瓜破西１－１－８　ＧＳハイムⅡ202、住民票上の住所大阪府松原市田井城２丁目１番19号
債務者　久保川ひとみ（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５００号
大阪市東住吉区公園南矢田１―16―６―303、住民票上の住所大阪府松原市田井城２丁目１番19号
債務者　嶋田　正美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１０号
大阪府門真市野里町16番11号　コーポ草笛201号
債務者　谷川　隆幸
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８１号
大阪市生野区桃谷４丁目１番２―509号
債務者　木原鉄也こと　金　　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１３号
大阪市此花区高見１丁目５番44―406号
債務者　木島　勝利
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１７号
大阪府東大阪市岸田堂南町５番24号アーバンハイムＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　310号
債務者　江口　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８９号
大阪市東住吉区北田辺６丁目１番17号
債務者　髙村光典こと　高　　性弘
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１５号
大阪府池田市神田１丁目17番13号　高木マンション504号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通２丁目34番地の７
債務者　土井　淳子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１２０号
大阪市東淀川区大桐５丁目７番３―413号
債務者　國貞　幹雄
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番35号
債務者　辻本久美子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６１号
大阪市生野区鶴橋２丁目12番28号　サンフェリスタ105号
債務者　池田　晃代
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６４号
大阪府四條畷市田原台８丁目13番３号
債務者　西岡　　清
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部